

## 認定こども園の公定価格試算

## ○入力方法

- ・ 赤色のセルはドロップダウンリストから該当する選択肢を選ぶ
- ・ 青色のセルは直接数字を入力（0以上の整数）

リストから選択

数字を入力

## 1 基本情報

## (1) 施設所在地を選択

都道府県  市区町村   
 地域区分  ←自動計算

## (2) 分園を設置している場合は「あり」を選択

## (3) 施設の利用定員数を入力

1 号 

本園の定員 + 分園の定員 = 0人  
 2 号  +  = 0人  
 3 号  +  = 0人

※分園がない場合は本園の定員欄のみ入力

(4) 1か月当たりの在籍園児数を年齢別・認定区分別・保育必要量区分別に入力  
(分園がない場合は本園の在籍園児数欄のみ入力)

年齢	教育標準時間 認定(1号)	本園の在籍園児数(2・3号)		分園の在籍園児数(2・3号)	
		保育標準時間 認定※5	保育短時間 認定※5	保育標準時間 認定※5	保育短時間 認定※5
5歳児※1					
4歳児※1					
3歳児※2					
満3歳児※3					
2歳児※1					
1歳児※1					
乳児※1					

## ○園児数合計(自動計算)

1 号  0人 (年間在籍換算人数)満3歳児を  
1/2計算※4

本園分 + 分園分 = 0人  
 2 号  0人 +  0人 = 0人  
 3 号  0人 +  0人 = 0人

※1 年度の初日の前日における満年齢

※2 年度の初日の前日における満年齢。教育標準時間の場合は満3歳児に該当する者を除く

※3 当該年度中に満3歳に達することにより1号認定を受けている園児。

※4 「あり」を選択し、年度末時点で在籍する人数を入力することで、その半分の人数(小数点以下切上げ)が1年間にわたって継続して在籍するものと仮定して公定価格収入を算定しますので、年額の試算に適します。また、「なし」を選択した場合、入力した人数全てが在籍しているものとして公定価格収入を算定しますので、月ごとの収入額の試算に適します。

※5 保育標準時間認定・保育短時間認定の区分は、現在の施設利用者の状況を踏まえ入力する。

## (5) 施設全体の教育・保育従事者数(常勤換算)を入力

※ 園長及び「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成28年8月23日付内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)(以下、「留意事項通知」という。)別紙3Ⅱ1.(2)(ア)ii b及びcに該当する者を除く

※ 常勤以外の保育従事者の常勤換算方法は留意事項通知第4をご参照ください

2 加算部分 1

(1) 処遇改善等加算 I

職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を入力

加算率入力表

職員 1 人当たりの平均勤続年数	加算率 (%) の区分			合計 加算率 (%)
	基礎分	賃金改善要件分		
		うちキャリア パス要件分		
	#N/A	0%	0%	#N/A

(2) 副園長・教頭設置加算

副園長又は教頭を配置する場合は「あり」を選択

(3) 学級編制加配加算

認定こども園全体の 3 歳以上児 (1 号・2 号) の利用定員が 36 人以上 300 人以下の場合であって、実際に保育教諭等が配置されている場合は「あり」を選択

(4) 3 歳児配置改善加算

3 歳児の配置基準を 1.5 : 1 により実施する場合は「あり」

 ←自動計算

(5) 満 3 歳児対応教諭配置加算

満 3 歳児 (1 号) の配置基準を 6 : 1 により実施する場合は「あり」  
配置基準上加算の要件を満たすが、当該加算を適用しない場合は「なし」を選択

 ←自動計算

(6) 講師配置加算

教育標準時間認定子どもに係る利用定員が 35 人以下または 121 人以上の場合であって、必要教員数 (基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる数) を超えて非常勤講師 (幼稚園教諭免許状を有し、教諭等の発令を受けている者) が配置している場合は「あり」を選択

(7) チーム保育加配加算

チーム保育を行う保育教諭等数 (基本分単価に含まれる配置基準や上記 2 (3)、(4) 等の職員配置による必要保育教諭数を上回る保育教諭等数)

(上限は利用定員 45 人以下は 1 人、46 人以上 150 人以下は 2 人、151 人以上 240 人以下は 3 人、241 人以上 270 人以下は 3.5 人、271 人以上 300 人以下は 5 人、301 人以上 450 人以下は 6 人、451 人以上は 8 人)

 ≤  ←加配可能人数 (1 (5) の施設全体の教育・保育従事者数 (常勤換算) を基に自動計算)

加配可能人数の範囲内で、留意事項通知別表第 3 Ⅲ 7. (1) 注 2 を参照の上、選択。

※ 上記加配可能人数については、留意事項通知別表第 3 Ⅱ 1. (2) (ア) ii b 及び c を除く

(8) 通園送迎加算

通園送迎を行う場合は「あり」を選択

(9) 給食実施加算

週当たりの給食実施日数と、給食の実施状況を選択

 

(10) 休日保育加算

休日保育を実施する施設は「あり」を選択し、1 日当たりの休日保育の利用子ども数を入力 (輪番制など共同保育により年間を通じて保育を提供する体制を確保している場合も含む。)

実施の有無  利用子ども数/日

(11) 夜間保育加算

夜間保育を実施する場合は「あり」を選択

(12) 減価償却費加算

施設整備費補助金を受けない施設のうち、自己所有の建物を保有する施設の場合は「あり」を選択し、施設の所在する地域の区分(標準・都市部)×2区分(認可施設・機能部分)を選択

地域の区分  ×

(13) 賃借料加算

賃貸物件により設置する施設の場合は「あり」を選択し、施設の所在する地域等の区分(4区分(a~d)×2区分(標準・都市部)×2区分(認可施設・機能部分))を選択

地域等の区分  ×  ×

※地域の区分は特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)別表第一を参照

(14) 外部監査費加算

公認会計士等による外部監査を実施した場合は「あり」を選択

(15) 副食費徴収免除加算

副食費免除対象子ども※がいる場合は「あり」を選択

【1号部分】

← 上行で「あり」を選択した場合に、当該月の給食実施日数を記入してください

← 上行で「あり」を選択した場合に、当該月の副食費免除対象子どもの人数を記入してください

【2・3号部分】

← 上行で「あり」を選択した場合に、当該月の副食費免除対象子どもの人数を記入してください

※ 以下に該当する子どもとして、副食費の徴収が免除されることについて市町村から通知がされた子ども

- ① 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39条。以下「特定教育・保育施設等運営基準」という。)第13条第4項第3号イの(1)又は(2)に規定する年収360万円未満相当世帯に属する子ども
- ② 特定教育・保育施設等運営基準第13条第4項第3号ロの(1)又は(2)に規定する第3子以降の子ども(①の子どもを除く。)
- ③ 保護者及び当該保護者同一の世帯に属する者が子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第15条の3第2項に規定する市町村民税を課税されない者に準ずる者である子ども

3 調整部分

(1) 土曜日に閉所する場合

土曜日に閉所する場合は「あり」を選択(※ただし共同で土曜日保育を実施する場合は「なし」を選択)

閉所する日数

(2) 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合

主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合は「あり」を選択

(3) 年齢別配置基準を下回る場合

年齢別の保育教諭等の配置が、公定価格(基本分)における配置基準を下回る場合は「あり」

なし 下回る人数  0.0人 ← 自動計算

↑ 自動入力

(4) 配置基準上求められる職員資格を有しない場合

公定価格(基本分)における配置基準上の職員について、

幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれも有しない場合は「あり」を選択

有しない人数

(5) 定員を恒常的に超過する場合

1号/2・3号ごとに、連続する過去2年度(2・3号は5年度)間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合は「あり」を選択

1号部分

2・3号部分

#### 4 加算部分2

(1) 療育支援加算

障害児を受け入れている施設で、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合は、A・Bいずれか該当する区分のセルから「あり」を選択

※3(2) 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合が「あり」の場合は対象外

A 特別児童扶養手当支給対象受入施設

B それ以外の障害児受入施設

(2) 事務職員配置加算

利用定員が91人以上の場合であって、実際に非常勤事務職員が配置されている場合は「あり」を選択

(3) 指導充実加配加算

認定こども園全体の3歳以上児(1号・2号)の利用定員が271人以上の場合であって、実際に非常勤講師が配置されている場合は「あり」を選択

(4) 事務負担対応加配加算

利用定員が271人以上の場合であって、事務職員配置加算(3)において求められる非常勤事務職員を超えて、実際に非常勤事務職員が配置されている場合は

「あり」を選択

(5) 冷暖房費加算

施設の所在する地域の区分<sup>※</sup>を選択

その他の地域 ←自動計算

※1級地から4級地・・・国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）  
第1条1号及び第2号に掲げる地域  
その他地域・・・1級地から4級地以外の地域

(6) 施設関係者評価加算

自己評価を実施するとともに、施設関係者評価を実施する場合は、その取組状況を選択

(7) 除雪費加算

豪雪地帯<sup>※</sup>に所在する施設の場合は「あり」を選択

なし ←自動計算（「全域」または「なし」の場合は下行の選択は不要）  
 ←上行の自動計算で「一部」の場合は「あり」または「なし」を選択

※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域

(8) 降灰除去費加算

降灰防除地域<sup>※</sup>に所在する施設の場合は「あり」を選択

なし ←自動計算（「全域」または「なし」の場合は下行の選択は不要）  
 ←上行の自動計算で「一部」の場合は「あり」または「なし」を選択

※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域

(9) 高齢者等活躍促進加算

高齢者等の雇用の促進を図るため、これらの者を活用して利用子どもの処遇の向上を図る場合は、高齢者等の年間総雇用時間数の該当するものを選択

(10) 施設機能強化推進費加算

職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設の場合は「あり」を選択

(11) 小学校接続加算

小学校との接続を見通した活動を行う場合は「あり」を選択

(12) 栄養管理加算

栄養士を活用して給食を実施する場合は、その状況について該当するものを選択

(13) 第三者評価受審加算

第三者評価を受審する場合は「あり」を選択

5 特定加算部分

(1) 処遇改善等加算Ⅱ

処遇改善等加算Ⅱを適用する場合は「あり」を選択

<上記で「あり」を選択した場合のみ人数を入力>

主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合であって、代替保育教諭等を配置していない場合は、必要代替保育教諭等数－配置代替保育教諭等数の人数を入力

(2) 処遇改善等加算Ⅲ

処遇改善等加算Ⅲを適用する場合は「あり」を選択し、平均年齢別利用子ども数を入力

実施の有無

年齢	1号	2・3号	
		本園	分園
4歳以上児			
3歳児			
満3歳児			
1、2歳児			
乳児			

☆公定価格の試算結果

試算データ選択

⇒  令和4年度(当初)

<b>1号月額(3月以外)</b>	#N/A			
<b>1号月額(3月)</b>	#N/A			
<b>1号年額</b>	#N/A			
<b>2号月額(3月以外)</b>	#N/A			
<b>2号月額(3月)</b>	#N/A			
<b>2号年額</b>	#N/A	うち、本園分：	#N/A	分園分 0円
<b>3号月額(3月以外)</b>	#N/A			
<b>3号月額(3月)</b>	#N/A			
<b>3号年額</b>	#N/A	うち、本園分：	#N/A	分園分 0円

**年間運営費額** #N/A

**園児1人当たり** #N/A

※副食費徴収免除加算対象子どもの1人当たり単価については、左記園児1人当たりの金額に当該加算額を加えた額となります。